

専決処分の報告について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）

1 工事名 青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事（令和3年第2回定例会議決）
<工期> 令和3年7月3日から令和5年11月30日まで
<相手方> 青森相互電設株式会社
代表取締役 島谷 浩司
(青森市合浦二丁目13番地24)

【工事概要】

工事場所：青森市筒井一丁目1番1号

構造・規模：校舎棟（体育館を含む） 鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造）

延床面積：7,713.30m²

2 変更内容

国においては、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価が従前の労務単価に比して全国平均で1.2パーセント上昇したことを受け、予定価格の積算に旧労務単価を適用して令和3年3月1日以降に契約を締結した工事については、新労務単価に基づく請負代金額の変更をすることができる特例措置を実施したところであり、本市においてもこれに準じた特例措置を令和3年4月12日付で実施することとしたところである。

この度、相手方から請負代金額の変更協議の請求があり、協議の結果、増額変更を行ったものである。

3 変更契約額

当初契約額 231,540,100円（税込）

変更後契約額 232,870,000円（税込）

変更契約額 1,329,900円（税込）（当初比0.57%の増額）

4 専決処分日 令和4年2月2日

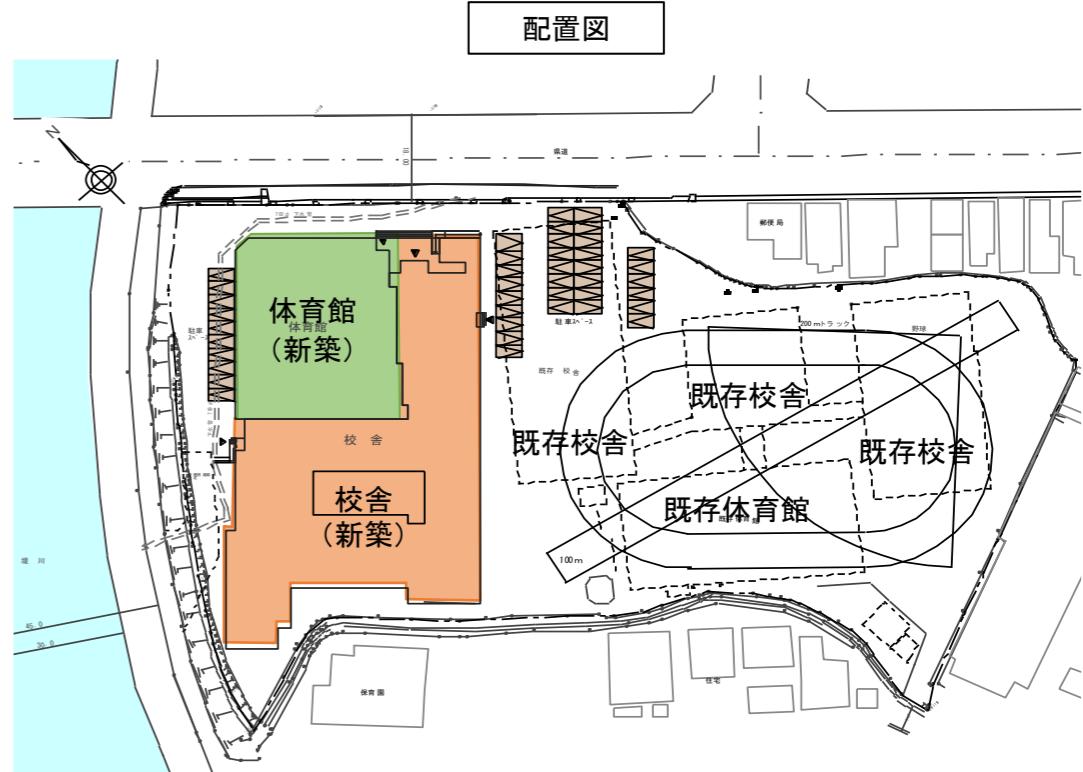
●地方自治法

〔議会の委任による専決処分〕

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にことができる。

②前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

●工事状況（令和3年11月30日撮影）



●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例（平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。）に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。
二～八（略）



●特例措置について（令和3年4月12日付 青森市通知文書抜粋）

（1）措置の内容

令和3年4月1日以降適用の労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条の定めに基づき、令和2年度の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

（2）対象工事

令和3年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

（3）請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 = 新労務単価により積算された請負工事対応額 × 当初契約の落札率

●青森市工事請負契約標準約款 第51条（その他の協議事項）抜粋

この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。